

# 三平代表コラムNO.23

毎年、10月に最低賃金が改定されますが、今年度は、昨年度を上回る引き上げ額となっており、特に、パート・アルバイトの時給設定にはご留意ください。

平成28年度の地域別最低賃金は全国加重平均額で823円と、昨年度798円に対して25円の引き上げとなっています。参考までに、関東1都6県における28年度地域別最低賃金額は、次のとおりです。

今年度の最低賃金額の改定により、700円を下回る地域別最低賃金額はなくなりました。

都道府県名	28年度地域別最低賃金時間額 ( )内は前年度	発効年月日
茨城県	771円(747円)	平成28年10月1日
栃木県	775円(751円)	平成28年10月1日
群馬県	759円(737円)	平成28年10月6日
埼玉県	845円(820円)	平成28年10月1日
千葉県	842円(817円)	平成28年10月1日
東京都	932円(907円)	平成28年10月1日
神奈川県	930円(905円)	平成28年10月1日

正社員の賃金のみならず、アルバイトやパートタイマー等に対しても、国が定めた最低賃金額以上の賃金を会社は支払わねばならず、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わないことに対しては50万円以下の罰金が定められています。最低賃金を下回る賃金で契約をした場合は、その部分については無効とされます。

中小企業・小規模企業にとっては、忙しいけれど、一向に利益が上がらないという状況が多く見受けられます。そのような状況において、最低賃金額が上がり、人件費が高騰するのは、経営を圧迫する大きな要因となることが懸念されています。

現に人手不足に悩む中小企業・小規模企業の中には、事業継続について厳しい選択を迫られている企業もあります。

最低賃金額の改定により、働く人々の労働条件を少しでも改善していくことは必要ではありますが、一方で、中小企業への支援策も実行していく必要があるのではないのでしょうか。政府、行政において中小企業・小規模企業への生産性向上など様々な支援などの施策についても検討し、適切な対応をとって頂きたいと考えます。